

## 九州大学名誉教授授与規則

平成16年度九大規則第78号  
制 定：平成16年 4月 1日  
最終改正：平成31年 3月29日  
(平成30年度九大規則第72号)

(趣旨)

第1条 この規則は、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第106条の規定に基づき、九州大学名誉教授（以下「名誉教授」という。）の称号を授与するための基準及び手続を定めるものとする。

(選考の基準)

第2条 名誉教授の称号は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、選考によって授与する。

- (1) 九州大学（以下「本学」という。）の教授として15年以上在職し、特に功労のあった者
- (2) 本学の総長として大学の運営に関し、特に功労のあった者
- (3) 本学の教授、准教授又は専任講師として在職し、教育上又は学術上の功績が特に顕著であった者（第1号に規定する者を除く。）

(在職年数の通算)

第3条 本学の准教授としての在職年数はその3分の2を、専任講師としての在職年数はその2分の1を、前条第1号の在職年数に通算することができる。ただし、本学の教授として5年以上在職した者に限りこれを適用する。

第4条 本学に勤務する以前における他大学等の教授としての在職年数はその3分の2を、准教授としての在職年数はその3分の1を、専任講師としての在職年数はその4分の1を、第2条第1号の在職年数に通算することができる。この場合においては、前条ただし書を準用する。

(選考手続)

第5条 第2条第1号又は第3号に該当する者があったときは、次のとおりとする。

- (1) 研究院、医学部、歯学部、基幹教育院、附置研究所、カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所又は情報基盤研究開発センターの長は、それぞれの教授会の議を経て、総長に推薦するものとする。
- (2) エネルギー研究教育機構、アジア・オセアニア研究教育機構、学内共同教育研究センター、先導的研究センター、学術研究・産学官連携本部及び教育改革推進本部の長は、それぞれの運営委員会等の議を経て、総長に推薦するものとする。
- 2 前項の推薦に基づいて、総長が役員会の議を経て、名誉教授授与者を決定する。
- 3 第2条第2号に該当する者については、総長が役員会の議を経て、名誉教授授与者を決定する。
- 4 総長が本学の教育上又は学術上特に貢献があったと認める者は、第2条第3号の規定に該当する者として、総長が役員会の議を経て、名誉教授授与者を決定する。

(発令その他)

第6条 名誉教授授与の発令は、大学がこれを行う。

第7条 辞令書の様式は、次のように定める。

年 月 日	第 号	都道府県名	氏 名
九 州 大 学	右は本学に勤務し、教育上學術上特に功績があつたので、 学校教育法の定めるところにより九州大学名誉教授の称号を授与 する。		

第8条 名誉教授の称号を授与された者が、その榮譽をけがすと認められる行為をなしたときは、総長は役員会の議を経て、称号の授与を取り消し、辞令書を返付させるものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現に九州大学名誉教授の称号を有するものは、この規則により九州大学名誉教授の称号を与えられたものとする。
- 3 この規則の施行日前の九州大学の総長、教授、助教授及び専任講師の在職年数は、それぞれこの規則の総長、教授、助教授及び専任講師の在職年とみなす。
- 4 この規則の施行日以後に本学を退職する者で、九州芸術工科大学及び九州大学医療技術短期大学部の教授、助教授又は専任講師としての在職年数を有するものに係る本規則の適用については、第2条から第4条までの規定中（第2条第2号の規定を除く。）「本学」とあるのは、「本学（九州芸術工科大学及び九州大学医療技術短期大学部を含む。）」と読み替えるものとする。この場合において、統合日に統合前の九州芸術工科大学から本学に転任した者については、第4条の規定中「助教授としての在職年数はその3分の1」とあるのは、「助教授としての在職年数はその2分の1」と読み替えて、この規定を適用するものとする。

附 則（平成18年度九大規則第91号）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日前の助教授の在職年数は、改正後の九州大学名誉教授授与規則の准教授の在職年数とみなす。

附 則（平成19年度九大規則第34号）

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則（平成23年度九大規則第67号）

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成24年度九大規則第85号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年度九大規則第117号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大規則第29号）

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成29年度九大規則第28号）

この規則は、平成29年11月1日から施行する。

附 則（平成29年度九大規則第57号）

この規則は、平成30年2月1日から施行する。

附 則（平成30年度九大規則第72号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。